



島根県報

令和8年4月28日（火）

第 7 1 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ ” ）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬 事 衛 生 課）	5
----------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

水産練習船「神海丸」令和8年度中間検査工事に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	5
-----------------------------------	-------------	---

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		6
---------------	--	---

【正 誤】

令和8年4月14日付け島根県報号外第54号中	（道 路 維 持 課）	6
------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

田原 洋司 大田市久手町波根西937

小谷 勇雄 大田市久手町波根西1202

中祖 雅之 大田市久手町波根西1796

生越 大地 大田市久手町波根西1784

長島 健司 大田市久手町波根西29-2

渡邊 徹 大田市久手町刺鹿1171

内田 洋平 大田市五十猛町2237甲12

監事

原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

荻野 克巳 大田市久手町波根西1746-4

2 就任年月日

令和8年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

田原 洋司 大田市久手町波根西937

小谷 勇雄 大田市久手町波根西1202

中祖 雅之 大田市久手町波根西1796

生越 大地 大田市久手町波根西1784

長島 健司 大田市久手町波根西29-2

渡邊 徹 大田市久手町刺鹿1171

荻野 克巳 大田市久手町波根西1746-4

監事

原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

島根県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市久手町土地改良区の定款変更を令和8年4月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町西岩坂1733、3735

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町西岩坂3735（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	藤原 芳郎	

(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
松井(株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) メルティングポット	大阪府大阪市北区中崎西2-2-1	田中 哲人	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス(株)	東京都中央区銀座1-19-7	丸山 雅文	
(株) フィールズインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	大峯 伊索	
(株) エクスプローラーズトーカー	東京都渋谷区神宮前6-25-10	尾関 修司	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2-17	井元 憲生	
エフ・ジー・ジェイ(株)	東京都港区北青山2-12-5	吉田 和弘	令和7年3月19日入店
アンファンス(株)	奈良県葛城市兵家261	飯田 真也	令和7年3月17日入店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	
(株) 新正設備	島根県松江市東津田町1978-2	田部 正樹	令和8年4月1日事業継承
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
JR西日本山陰開発(株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	藤原 芳郎	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
松井(株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125-1	向井 正太郎	令和7年8月1日運営会社変更
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス(株)	東京都中央区銀座1-19-7	丸山 雅文	
(株) フィールズインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	靄 博幸	令和7年2月28日代表者変更
(株) エクスプローラーズトーカー	東京都渋谷区神宮前6-25-10	靄 博幸	令和7年2月28日代表者変更
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2-17	井元 憲生	

エフ・ジー・ジェイ (株)	東京都港区北青山2-12-5	吉田 和弘	
アンファンス (株)	奈良県葛城市兵家261	飯田 真也	
(株) 神戸コスモス	兵庫県神戸市西区小山2-1-8	堀口 寛之	令和7年4月18日 日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年4月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

公 告

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則 (昭和46年島根県規則第53号) 第11条第2項の規定により公告する。

令和8年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修又は講習の種類等

クリーニング師研修、特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び業務従事者講習

開 催 年 月 日	受 講 方 法	受 講 場 所
令和8年5月1日～令和9年3月31日	オンデマンド方式	自宅等におけるオンデマンド受講

3 受講料

クリーニング師研修 (特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含まないもの)	5,000円
クリーニング師研修 (特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含むもの)	8,000円
特別管理産業廃棄物管理責任者講習	3,000円
業務従事者講習	4,500円

4 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する事項

特別管理産業廃棄物管理責任者講習の修了者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) 第8条の17第2号りの規定による特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得する。ただし、同講習の修了者は、特別管理産業廃棄物を生ずるクリーニング所においてのみ特別管理産業廃棄物管理責任者になり得るものであって、クリーニング所以外の施設においては、同講習の修了をもって特別管理産業廃棄物管理責任者となるものではない。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和8年4月28日

島根県教育委員会教育長 井手久武

1 件名及び数量

水産練習船「神海丸」令和8年度中間検査工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年3月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 代表取締役 鈴木 正己 宮城県石巻市西浜町1番地2

5 随意契約に係る契約金額

58,300,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定により包括外部監査人足立尚吾から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月28日

島根県監査委員 吉野和彦

同 福井竜夫

同 山口和志

同 森脇俊樹

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

弁護士 中井洋輔 島根県松江市東朝日町248番地1アイビーステイツ203号

弁護士 陶山勲 鳥取県西伯郡大山町佐摩480番地

宇賀務 島根県出雲市奥宇賀町415番地

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和8年4月20日から令和9年3月31日まで

正 誤

令和8年4月14日付け島根県報号外第54号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
-----	----	---	---

2

島根県告示
第257号の
表中

17.01	令和8年 4月14日
-------	---------------

17.01	令和8年 4月21日
-------	---------------